

京都さつき法律事務所報 第39号 2023(令和5)年1月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂第二ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: https://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

2023 新年号

2023年がみなさまにとって良い年になりますように。

今年もよろしくお願いします。



2023年正月 京都さつき法律事務所一同

※新年の執務は2023(令和5)年1月6日より開始いたします。

「104円請求裁判」 ～飲食店時短命令に違法判断～

弁護士 山下信子

2020年1月中旬に新型コロナウイルスの国内感染者が確認されてから丸3年が過ぎようとしています。この間、感染対策による自由の制約について、人々の考え方はさまざまでした。「『ゼロコ



2022年3月 息子の結婚式で

ロナ』『ゼロリスク』のためには自由が統制されても皆で我慢をするべきだ」という人、「対策は大事だが社会・経済の活動を止めてはいけないし自由の制約は慎重であるべきだ」という人、「不合理で過剰な制約は疑問だが、『社会全体の空気』を考えれば黙って従うほかない」という人、等々です。

そんな最中の2022年夏、「新型コロナウイルスの対策や行動制限の根拠を学びたい」との要望を受け、私は、生協など2つの学習会で講師を務めました。その際に紹介した、飲食店への時短命令に関する裁判を、さつきニュースの読者にもご紹介します。

2回目の緊急事態宣言(2021

年1月7日～3月21日)の解除まであと4日となった3月18日、東京都は、飲食店の時短協力要請(酒類を提供する店は午後7時まで)に従わずに都内26店舗の営業を続けていたグローバルダイニング社に対し、4日間の夜間営業の停止命令を出しました。同社は、都に対し、強力排気装置など感染対策を講じていることを説明し、事業継続のため時短要請には従えない意向を届け出ていましたが、都は、「同社が夜間営業を続けることで飲食につながる人の流れを増大させ、市中の感染リスクを高めている」、「時短協力要請に応じないことを公表し他の飲食店の夜間の営業を誘発するおそれがある」として時短命令を発し



回顧シリーズ

2001年夏、京都弁護士会の環境委員会委員長として、京都商工会議所、京都市役所とともに、ライト・レイル・トランジット（低床・快速で市民にやさしい路面電車）の欧州調査に参加したときの1枚。イタリア・トリエステの丘で、後ろはアドリア海。

たのです。

同社は、時短命令が出た時点で夜間営業を停めましたが、命令発出から僅か4日後の3月22日、都に対し104円の損害賠償を求める裁判を、東京地裁に提起します。なぜ104円かというと、日額1円の損害×26店舗×4日間＝104円という計算で、

お金の問題ではなく、営業の自由等を制約する都の命令の不合理、違憲・違法を問いたいというメッセージでした。

営業の自由は、個人とその家族の生計の基盤だというだけでなく、個人が自分らしく生きるための、人格価値や精神生活と

密接な関係がある人権として憲法22条で保障されています。なので、政策的な制約を定めるとしても、目的を達成するために必要最低限の制約であることが要請されます（これは「比例の原則」と言って憲法・行政法の大原則なのです）。時短命令の根拠であるいわゆる特別措置法も、「制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない」、「（時短命令は）特に必要があると認めるときに限りできる」と定めています。

東京地裁の判決は、時短命令は、①飲食店というだけで一律に規制するのではなく個々の店舗の状況を考慮する必要がある、②感染対策をとっている本件店舗では感染拡大のおそれはない、として、都の命令は、上記「特に必要があると認めるとき」に

雑感～瀬戸内寂聴追悼展～

弁護士 山下 信子

招待券を分けてくれる優しい友だちがいて、一周忌の頃に開かれた「たくさんの愛を、ありがとう 瀬戸内寂聴追悼展」（2022年10月@高島屋京都店）に行ってきました。

年代記や自筆原稿、書斎の再現などがメインの、有名人のありがちな？追悼展と違って、多士済々からのメッセージをはじめ幅広い交友の記録、大画面での法話映像、圧倒的に多数の著作本、愛し身につけた和服など、「寂聴さん」を身近に感じられる良い企画でした。

その中で特に心に残ったの

は、「これからは辛い時期が続くけれど、何十年後には必ずまた良い時代が来るから、生き続けてほしい」とのビデオメッセージでした。高い知性を持ち、時代の空気に敏感で、反戦や虐げられた人権を守る活動を厭わなかった寂聴さんが、若者に向けて語ったこの言葉は、いろんなことを示唆しているように感じます。

寂聴さんについては、幼な子を婚家に置いて恋人と出奔した過去から「好きになれない」という人もいます。「家」の拘束が強い戦後間もない時期であったこと、夫（子の父）を親権者とする離婚の

数と妻（子の母）を親権者とする離婚の数が逆転したのは1966（昭和41）年で遠い過去ではないこと（なお、現在は妻（子の母）を親権者とする離婚が9割）を措いても、そういう意見はもつともだと思えます。けれど、何より寂聴さん自身がこのことを生涯自分の「業」として背負いながら、子を亡くした母、辛い立場の人を励ます仕事に励んだことに、私は惹かれます。

寂聴展では、寂聴さんが75歳から94歳までの間京都新聞の随筆欄に寄せたエッセイ集「命あれば」（新潮文庫 帯に「私の『遺言』です」とあります）を買いました。人生の晩年をどう生きるか、のヒント満載のエッセイ集で、さつきニュースの熟年読者にお薦めです。

当たらず違法である、と判断しました。統計学者、行政法の大家をはじめ種々の分野の学者たちが科学的立証に協力したことも含め、注目すべき事件として報道されました。提訴からわずか1年という、異例のスピード

で判決をした裁判所も立派です。この判決にはいろいろな論評や意見がありますが、危機の時こそ具体的に科学的に考えることの大切さを気づかせてくれる、価値ある判決であることは間違いないと思います。

ちなみにこの判決は、命令は違法だと判断しながら、損害賠償は認めず、結論としては会社側の請求は棄却(会社側の敗訴)でした。「なんでそうなるの？」と疑問を抱いた方は、法的センスが良い？

離婚後の親権制度の見直しについて

弁護士 本條裕子

離婚と離婚後の子どもの養育について、現在の制度の見直しを行う審議が続けられており、注目しています。

見直しの大きなポイントは親権です。現在は、離婚後に父母の一方が親権者となる単独親権制度が採用されていますが、国の法制審議会での中間試案として、A:共同親権を選べる案、と、B:単独親権維持案の2つの案が公表されています。

共同親権とは、離婚後も父母の両方が親権を持つというものです。これが導入されると、離婚後、子どもは父母どちらかの親とだけ同居することになりますが、同居していない親も、子どもの教育や財産管理などに関与できるようになります。

共同親権は、欧米諸国でも導入されており、先進国での主流となっています。メリットとしては、まず、①離婚時に親権をめぐる激しい争いを避けられる

こと、です。単独親権ですと、どちらかしか親権を取得できないため、離婚時に激しい争いになることがあります。しかし、共同親権となれば、誰が子どもと同居するかの問題は残るとしても、親権を争う必要はなくなります。次に、②離婚後も、親権を通して子どもが両方の親と関わり、両親とも子どもの成長を見守っていけること、です。日本では、離婚後、親権を持たないもう一方の親は、子どもとの交流の機会が大きく減ってしまったり、途絶えてしまったりしますが、共同親権を通じて、離婚後も両親共に子どもの養育と関わる機会を確保できると考えられます。そうして、子どもの養育と関わることで、③養育費も継続的に支払う動機付けができ、養育費が滞る可能性が少なくなると考えられます。

一方で、共同親権にはデメリットもあります。①両親の教育方針が異なり、子どもの進学先などで揉める可能性があること、です。単独親権であれば、親権者である親のみの意向で決められることも、共同親権であれば、元配偶者の了承を得る必



要が生じるからです。特に、ドメスティック・バイオレンス(DV)が離婚原因になったようなケースですと、DV加害者である元配偶者に連絡を取るのとはとても心理的ハードルが高いです。そして、②進学先などをめぐって両親が争うことで、子どもが結局望む進学先に進めなかったり、親の言うことが異なるために子ども自身も混乱し、精神的に不安定になってしまうおそれがあること、です。

このように、共同親権には良い面も悪い面もあるため、上記の中間試案には、賛成・反対そ



それぞれの立場から意見が出されています。この原稿を執筆している時点（令和4年12月初旬）では、これから意見公募（パブリックコメント）が実施される予定です。パブリックコメントは、市民のどなたでも、簡単に、意見を述べるができるため、この件にご興味のある方・

思うところがある方は、ぜひ意見を寄せてみてください（「e-GOV パブリックコメント」でインターネット検索すると、パブリックコメントのトップページがヒットしますので、意見募集案件一覧で意見を言う項目を選び、意見投稿ができます）。

サンタクロースをいつまで信じていましたか？

弁護士 本 條 裕 子

少し時期遅れですが、クリスマスに関するお話です。皆さんはサンタクロースをいつまで信じていましたか？誰かに言われて知ったという方、何となくいないだろうとわかった方、「今でも信じてます！」という方、色々いらっしゃると思います。

私も、何となくサンタクロースじゃなくて親がプレゼントを用意しているのかな？と思い始めていた頃に、確信を持つ出来事がありました。小学校2～3年生の頃だったと思います。

その頃、私は、同居していた祖母の部屋で、祖母と弟と一緒に寝ていたのですが、クリスマス当日ではなく、クリスマスイブの朝にプレゼントが枕元に置いてありました。朝起きてきた弟が、「あれ？もうプレゼント来てる」と言ったのを聞いて、祖母が「しまった」という顔をしており、それを見て、私は「ああやっぱり親がプレゼントを用意してるんだな」、「おばあちゃん、プレゼントを置く日を1日間間違っちゃったんだな」と思いました。まだサンタクロース

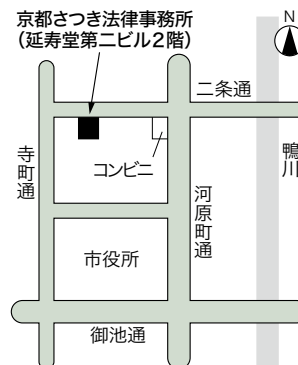
スを信じている弟も、間違っ置いてしまった祖母も、2人とも傷付けたくなくて、私には、弟に対して、「きつとあわてん坊のサンタクロースで1日間間違っちゃったんじゃないかな」と言いました。弟もそれで納得してくれていたように思います。

この出来事を、今振り返って思うのは、子どもは大人が思う以上に大人の様子をよく見ていて、自分なりの考えをちゃんと持っているのだらうな、ということです。もちろん年齢的にまだわからないことはあるにしても、子どもだからと侮っていい加減な対応はしないこと、子どもの表面的な行動だけ見るのではなく、どうしてそうしたのかをなるべく尋ねること、を心懸けるようにしています。

皆さんのサンタクロースにまつわる思い出、また聞かせてください。



事務所へのアクセス



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

編集後記

昨年の夏もあまりの暑さにより、京都さつきNEWSをお休みしてしまいました。たいへん申し訳ありません。

さて、去年は久々に生の演奏を聴く機会を取り戻しました。私の趣味は、映画鑑賞と音楽鑑賞（主にロックフェスで踊りまくる）の2つであったことを思い出しました（映画の方はほとんどご無沙汰です…）。

クラシックだけは苦手で聴いていませんでしたが、子どもがピアノを始めたこともあり、バツハから聴き始めました。こんな音楽であったことか！とフレーズの美しさに、この年になりようやく気がつきました。古典音楽は全ての音楽の基本ですね。今年はクラシックのコンサートにも行こうと考えています。お薦めがございましたら、是非教えてください。

新しい一年がよりよい年でありますよう、心からお祈り申し上げます。

新年の執務は2023（令和5）年1月6日より開始いたします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。（事務局 菅）